

抑止を巡る動き：「核抑止論の再興」と「抑止の揺らぎ」

2020年1月

山本 達夫

はじめに

核兵器の誕生は戦争の概念を一変させた。核兵器は、紛争当事国のみならず、全世界を破滅の淵に追いやる究極の絶対兵器であった。核兵器を保有する米ソ超大国を中心とする東西の軍事的対峙は、人類への破滅的な被害を回避するためにも、お互い相手に核兵器を使わせないための「抑止」を基本とするに至った。「抑止」とは、敵対者に、ある行動により得られる利益よりも、被る損失、コストが大きいと思わせることにより行動を自制させるという考え方である。日本列島は、太平洋正面においてソ連の海洋への進出を扼する choke point を占めており、東西の対峙の局外に立つことは困難であり、わが国は、アジアにおける東西の抑止構造の一翼を担ってきた。その意味で、自衛隊の役割は、誕生当初から、東西の抑止構造に寄与することであり、東アジア地域において、相手陣営に現状変更の誘因を与えることのないよう、周辺諸国の軍事動向や軍事技術の趨勢を踏まえた、地域の軍事バランスに寄与する防衛力を整備することにあった。

東西冷戦の崩壊により、東西間の明確な軍事対峙の構造は消失したが、欧州正面と異なり、東アジア地域には、ロシア、中国という核兵器を含む膨大な軍事的蓄積を有する国が存在し、また、北朝鮮という核兵器・弾道ミサイルの開発を國際社会を恫喝する手段とする国が現れる中にあって、わが国が、同盟国である米国と連携して、あらゆるレベルの軍事的侵略に対応できる力を持つことにより、力の空白を生じさせず、紛争を「抑止」するという基本的な役割には変化はなかった。北朝鮮の不審船等の低烈度の脅威や東シナ海における中国の活動の活発化等に直面して、防衛力の役割について、22防衛大綱以降、「対処」をより重視するに至ったが、それも「抑止」か「対処」かという二者択一の問題ではなく、低烈度の事態への対処能力を備えることにより「抑止」をより確かなものとする考え方と解すべきであろう。

一方で、冷戦終結後30年が経過した今日、抑止を巡り二つの論点が議論となっている。それは、「核抑止論の再興」と「抑止の揺らぎ」である。

冷戦期間中は、核抑止論が安全保障政策の中心テーマであり、様々な議論が展開されてきたが、冷戦後は、核についての議論は旧ソ連諸国の核廃棄や、「ならず者国家」への核拡散阻止等がメインとなり、核抑止の議論は脇に追いやられた観があった。しかし、昨今、米国の「核態勢報告（NPR:Nuclear Posture Review）2018」やINF（全廃）条約失効問題等を機に、改めて核抑止が正面から議論されることとなった。

同時に、軍事分野において、サイバー、宇宙という新たな領域が重要な役割を果たすに至る中、新領域を活用して、相手の機能に物理的ダメージを与えるが、直ちには人的被害を及

ぼさない攻撃手法が現実化している。従来の兵器であれば、相手への攻撃は、物的のみならず人的被害も生じるのが通常であり、相手の強い反発も想定され、攻撃に伴う代償の予見が比較的容易であった。しかし、新たな攻撃手段の下では、その計算 (calculation) が複雑化、不透明化しており、双方に誤算が生じる可能性が高まっている。また、サイバー攻撃や宇宙システムへの攻撃等においては、攻撃者の特定が困難、あるいは特定までに時間を要することが一般であり、その「匿名性」を利用した攻撃を誘発するリスクも高まっている。これらの動きは、行為者（敵対者）の合理的判断を前提とする「抑止」という考え方を揺るがしているとも見ることができる。

本稿では、抑止を巡る二つの動きを考察する。

1 核抑止論の再興

（1）冷戦期の核抑止論の展開

第二次世界大戦は、世界で数千万人の犠牲者を出し、人々は戦争の悲惨さを思い知らされた。特に、戦争末期に開発され、広島、長崎で使用された核兵器の登場は、戦後の安全保障政策、戦争についての考え方を一変させた。核兵器が誕生する以前から、敵対者が攻撃した場合に、耐え難い反撃を行う姿勢と能力を示すことにより敵対者の攻撃を自制させるという一般的な「抑止」の考えは存在したが、第一次、第二次世界大戦の勃発に見られるように、必ずしも「抑止」は十分に機能してこなかった。しかし、核兵器は、その巨大な破壊力により、相手を破壊するのみならず、人類を破滅の淵に追いやる究極の兵器であり、第三次世界大戦を起こさせないための「抑止」こそが安全保障の中心課題となった。

第二次世界大戦後の当初は米国が核兵器を独占していたが、1948年8月 ソ連が原爆実験に成功し、米国による核独占は破られた。その後は、兵器の威力を高める競争が始まわり、1950年1月には、米国は水爆の開発を決定した。1953年には、アイゼンハワー政権 が「大量報復戦略」を発表し、いかなる侵略行為に対しても大規模な核報復で応じる核戦略を表明した。しかし、1957年には、ソ連が米国に先んじて人工衛星スプートニクを打ち上げ、「スプートニク ショック」とも言われる衝撃が米国に走った。宇宙・長距離ミサイルの開発でソ連に遅れをとり、ソ連の ICBM で報復されるリスクがあるにもかかわらず、大量報復を行うという脅しに、そもそも現実性があるのかとの疑問が強く巻き起こった。これらの批判も踏まえ、次のケネディ政権においては、相手の軍事行動に応じて、通常戦力、戦術核、戦略核と自国の軍事行動のレベルを上げていく「柔軟反応戦略」が打ち出された。同戦略の具体化のためには、通常戦力、戦術核の重点的配備が必要であったが、特に、欧州正面においては、ソ連を中心とするワルシャワ条約機構 (WTO) 側が通常戦力で圧倒的に優位にあったため、北大西洋条約機構 (NATO) の戦術核により WTO の通常戦力に対抗し、その侵略を抑止することに重点が置かれた。

一方で、1962年のキューバ危機後、米国の力に屈したとの敗北感を感じたソ連は、核軍拡に邁進し、米ソ双方が膨大な核戦力を蓄積し、戦力が拮抗する状況が生ずるに至り、米ソ間には「相互確証破壊（MAD:Mutual Assured Destruction）」の状況が生じたと考えられた。相互確証破壊（MAD）とは、いずれかが先制攻撃をしても、相手の残存する第二撃能力の報復攻撃により壊滅的な損害から免れられないために、お互いに利のない先制攻撃が生じにくい状況をいう。その結果、米ソ間では、双方の蓄積された膨大な核兵器の量を制限しようという機運が高まり、核戦力の削減についての交渉が開始され、1972年にはSALT Iが締結された。また、相互確証破壊（MAD）の状況を不安定化させると懸念された弾道ミサイル防衛システムの配備を制限するABM条約も締結された。

1980年代前半には、ソ連の中距離弾道ミサイルSS-20の配備を契機に米ソの核を巡る対立は急激に高まった。また、レーガン大統領は、あえて自国の防護体制を脆弱にし、国民を危険にさらす相互確証破壊（MAD）の考え方を道義、倫理に反すると忌み嫌い、1983年に弾道ミサイルの撃破を目的とするSDI構想を提唱し、ソ連の強い反発を招いた。

この緊張は、1985年に就任したゴルバチョフ共産党書記長の下で、1987年に調印されたINF条約を皮切りに緩和に向かい、1989年には東西冷戦の終結が宣言された。一方で、深刻化したソ連経済の不振の打開を目指したペレストロイカ等の国内改革は混乱の中で失敗に帰し、共産党保守派によるクーデタ未遂事件等を経て、1991年にはソ連邦が崩壊した。ここに、米ソ二大国の対峙による安全保障、抑止の構造は終焉を迎えた。

（2）冷戦後の核兵器を巡る動き

米ソ超大国間のイデオロギー的、軍事的対立が消失したことから、相互確証破壊（MAD）に基づく核抑止論の有用性は低下したが、世界にはソ連崩壊後、旧ソ連諸国に膨大な核兵器が残された。核兵器を巡る関心は、抑止論ではなく、旧ソ連諸国の核兵器をいかに解体・廃棄するかに移行した。また、1994年の北朝鮮核危機を契機に、核兵器の拡散が国際社会の大きな懸念として浮上した。更には、2001年9月11日の米国における同時多発テロは、安全保障の議論を一変させるほどの衝撃を世界に与えた。アルカイダというテロ集団が、民間航空機を攻撃手段として米国の政治・経済の中核を攻撃して甚大な被害をもたらした。これらテロ集団に核兵器等の大量破壊兵器が渡った場合には、さらに深刻な被害がもたらされることが懸念された。米国のブッシュ政権は、テロ組織や「ならず者国家」からの核の脅威に対応するために、2001年12月、ABM条約からの脱退をロシアに通告し、ミサイル防衛システムの配備を本格化させた。米国は、冷戦時代の二極構造に基づく懲罰的抑止中心の抑止体制から、「ならず者国家」やテロリストという非対称的脅威への核拡散阻止、及び弾道ミサイル防衛（BMD）による拒否的抑止力の整備に重点を転換した。

更に、ブッシュ政権を引き継いだオバマ政権の下では、引き続き、核拡散の阻止が重視されたが、2010年には、オバマ大統領は、プラハで「核のない世界を目指す」と表明した。また、オバマ政権の「核態勢報告（NPR）2010」では、核兵器の脅威が存在する限り、

米国は核戦力を維持するしつつも、米国自らが核戦力の役割を低減させ、その数量を削減することで核兵器の使用の可能性を低減させるという考えを明らかにした。2011年には、ペリー元国防長官など「四人の騎手」といわれる安全保障の重鎮たちが、核拡散を止めるために米国自らが核兵器への依存を低減し、核軍縮へと踏み出す必要性を主張する文書を公表した。核拡散こそが安全保障上の脅威であり、それを防ぐためにも、米国自身が核への依存を減らすべきとの議論が米国内で熱く交わされた。

（3）核抑止論の再興

一方、この陰で世界の軍事情勢は大きく変化していた。2001年の米国での同時多発テロ以降、米国は、「テロとの闘い」を安全保障上の最優先課題とし、アフガニスタン、イラクへ軍事侵攻を行うとともに、侵攻後も両国の安定化のために長期間にわたり多大な犠牲を払いつつ軍事作戦を継続した。この間、当時のゲイツ国防長官の主導により、将来の戦いのための技術開発への資源投資を削減し、中東において進行する現在の戦いへの投資を優先させた。その結果として、軍事技術で圧倒的な優位を誇っていた米国が、その優位を広げることよりも、IED 対策等の治安作戦のために多くの資源を投入し、その間に、ロシア、中国等が技術面でのキャッチアップを着実に図っていった。

冷戦期、ソ連は、通常戦力においてNATOに対して圧倒的に優勢であり、NATOは、WTOの通常戦力に対抗するために、戦術核の使用というオプションを含む抑止戦略を選択していた。一方で、冷戦後は、WTOの解体、ソ連の保有していた軍事力の著しい能力低下により、ロシアの通常戦力は、逆にNATOより劣勢となった。更には、NATOの東方への拡大により、緩衝地帯を失うという新たな戦略環境に直面して、ロシアは、通常戦力での劣勢をカバーするために、戦術核の使用というオプションを含む抑止戦略に頼ることになった。戦術核への依存という面では、東西間で冷戦期とは逆の状況が生じた訳である。ロシアは、抑止戦略の一環として、核・非核両用の短距離ミサイル「イスカンデル」を配備するとともに、INF条約違反の「9M729」地上発射巡航ミサイルを開発・配備してきた。

中国は、湾岸戦争等において精密誘導兵器等の先端技術の圧倒的優位を見せつけられ、また、1996年の台湾危機において米空母機動部隊の台湾海峡通航を座視せざるを得なかった「屈辱」を踏まえ、海・空軍力を中心とする軍事力を近代化・増強するとともに、A2/AD 戦略の下に、自国周辺海域のコントロール能力の向上を図ってきた。核兵器についても、戦略核兵器を増強・近代化するとともに、太平洋における米国の戦略的要衝であるグアムを射程に収めるDF-26（「グアムキラー」）や米空母を標的とする対艦弾道ミサイルDF-21D（「空母キラー」）等を開発した。

米国にとっては、これらの中の動きは、米国の軍事的優位を脅かすものであり、危機感を徐々に深めて行った。その認識を明確に表明したのが、2017年12月にトランプ政権が発表した「国家安全保障戦略」である。同戦略では、中国、ロシアは、現状変更勢力であ

り、彼らは、米国の力や価値観、影響力、国益に挑んでいる、米国は両国との競争新時代に打ち勝たなければならないとの方針を明らかにした。冷戦終結により、国家間の対峙という安全保障の枠組みに変化がみられて約30年が経過した今日、再び国家間競争が安全保障上の中心課題として再登場した。

「国家安全保障戦略」を受けて、核抑止についての考え方を明確に示したのが、「核態勢報告（NPR）2018」である。NPR2018は、米国にとっての現実の安全保障環境は悪化しているとの認識に立ち、核戦力、核抑止の役割を再構築することを基本的な狙いとしている。第一のポイントは、核兵器の役割の再評価である。米国としては、特にオバマ政権下、核兵器の役割低減の努力をしたにもかかわらず、ロシア、中国等はそれに追随せず、逆に核戦力の増強を図ってきた、特に、ロシアの非戦略核の先行使用への懸念も高まっており、米国の核抑止力の役割と兵力構成を再構築していく必要があるとしている。第二のポイントは、低出力核オプションの整備である。冷戦後 米国は、戦術核の役割が低下したとして、その撤去を進めたが、ロシアは戦術核を維持し、特に、低出力核を先行使用することで、戦術核を持たず戦略核しか持たない米国がそれ以上対抗することを断念させる「ディエスカレーション戦略」を探っているとも見られた。ロシアの低出力核の保有による、このような戦略を封じるためにも、米国も同様の低出力核オプションを整備する必要があるとしている。

また、米国は、NPR2018の前提となる基本認識、すなわち、ロシアがINF条約違反の巡航ミサイルを含む非戦略核を整備しており、また、中国が中距離核戦力を一貫して増強している中、米国のみがINF条約により対応手段を縛られているのは、逆に、抑止の安定性を阻害するとの考え方から、2019年2月に、INF条約からの離脱という判断をするに至った（INF条約は2019年8月に失効）。

米国が中東における低強度の紛争に目を奪われている間に、ロシア、中国が核戦力の整備を着実に図ってきた結果として、今や、冷戦終結によって役割を終えたかに思われた大国間の核抑止論に再び焦点が当たられるに至ったと言えよう。冷戦時の議論との違いは、かつては基本的に米ソという2つの超大国間の問題と認識されていたものが、今日では、核戦力を一貫して増強してきた中国の能力を議論の俎上に載せる必要があるとともに、北朝鮮という国際ルールを無視する独裁国家が核兵器を開発し、同兵器を国際社会を恫喝する手段としていることである。また、米国を中心に、2001年以降、世界における核拡散や不測の事態に対応するために弾道ミサイル防衛システム（BMD）を整備してきているが、中国、ロシアは、同システムが抑止の戦略的安定性を乱すと主張しており、同システムの位置づけについての議論が続いている。

2 抑止の揺らぎ

大国間の核抑止論の再興が議論される一方で、サイバー等の技術の進歩や権威主義国家等の台頭により、抑止の安定性が揺らいでいるという議論が生じている。抑止が有効に機能するためには、敵対者という行為者が「特定」されていること、及び敵対者（行為者）が、利益とコストの比較考量において「合理的な判断」ができることが前提とされているが、昨今、これらの前提が揺らいでいることが懸念されている。

抑止の揺らぎを生じさせている理由を整理すると4つの点を挙げることができる。

第一は、世界の安全保障を左右するプレーヤーの数の増加である。冷戦期は、基本的に米ソという2大プレーヤーを中心であったが、今や、中国が、その経済発展を背景に、海空軍戦力、核戦力を一貫して増強するとともに国際的な影響力の拡大を図り、また、北朝鮮が、核・弾道ミサイルの開発を継続しつつ国際社会を恫喝するなど、世界の安全保障上看過できないプレーヤーが増加してきた。加えて、「失うもの」がなく、そもそも抑止が効きにくい、国際テロ組織や内戦における紛争当事者などの非国家主体が国際秩序を揺るがす影響力を及ぼすなど、安全保障を巡るプレーヤーの数が増加し、考慮すべき変数が複雑化している。

第二には、プレーヤーの中に、権威主義国家・独裁国家やポピュリズム国家が増加していることである。抑止が機能する前提是、敵対者に「合理的な判断」が期待できることであるが、権威主義国家等においては、多角的な観点からの議論が封殺され、権力者の意のままに政策決定がなされる可能性がある。独裁的な権力者ほど、自信過剰に基づく楽観的な見通しを立て易い。ポピュリズム国家も同様である。この見立てに失敗したのが、第1次、第2次湾岸戦争のサダメフセインである。クウェートに侵攻しても大きな反発は受けないであろう、大量破壊兵器を巡る疑惑について対応を引き伸ばしても米国の武力行使は招かないであろうという、楽観的な目算が悉く外れ、米国を中心とする国際社会の介入、武力行使を招いた。独裁国家、権威主義国家やポピュリズム国家の増加は、権力者の独りよがりな思い込みにより、同様の誤算に基づく紛争惹起のリスクを高めている。

第三には、技術の発展等による攻撃手段の多様化である。従来は、通常戦力、戦術核、戦略核という段階ごとに戦力の比較、エスカレーションの予測管理が比較的容易であったし、核兵器という人類への破滅的被害をもたらす絶対兵器を中心に抑止の構造が組み立てられていた。しかし、今日、サイバー、宇宙などの新たな領域が、軍事作戦上の重要な役割を占めるに至っているが、これらの領域における攻撃は、相手のインフラ機能等の破壊という物理的被害は生じさせても、直ちには人的被害を及ぼさないケースが多い。また、無人機、ドローンという攻撃手段が急速に進歩・拡散しているが、これらは自己の人的被害を回避しつ

つ、低コストで相手を攻撃できる兵器である。このような新分野、新技術の登場により、彼我的人的被害を局限しつつ、相手に一定の物理的ダメージを与えることが可能となり、攻撃側の決断の「敷居」を引き下げているとも考えられる。攻撃側としては、相手から重大な反撃を受けないであろうとの楽観的な見通しの下に、攻撃に着手し、結果的に相手の許容範囲を超える被害をもたらして、大規模な軍事衝突を招く可能性を孕んでいると言えよう。

第四には、行為者の「匿名性」が高まっていることである。サイバー攻撃の責任を追及するためには、攻撃を行ったコンピュータのIPアドレスを特定する必要があるが、IPアドレスは各種の手法により偽装が可能であり、コンピュータの特定は困難、あるいは特定がなされるとしても、結論を得るまでに時間を要することが多い。宇宙システムへの攻撃も、宇宙空間において誰がいつ行ったかを特定することは困難である。また、ロシアがクリミアやウクライナで使用したハイブリッド戦という手法は、軍事及び非軍事の手段を併用し、攻撃の主体の国家性を曖昧にしながら、本格的な対抗措置を回避しつつ、力による現状変更を既成事実化するものである。これらの「匿名性」は、抑止の前提である「行為者」を不明確にし、抑止の信頼性を揺るがす要因となっている。

抑止の揺らぎへの懸念を抱かせる事象も実際に生じている。例えば、2019年6月20日のイランによる米軍無人機撃墜である。イランとしては、無人機という人的被害をもたらさない目標を攻撃することに躊躇はなかったと思われる。米国は、政権内でバランス感覚のある調整役が不在で、なおかつ当時は国防長官が空席という中、対イラン強硬派（ボルトン大統領補佐官（当時）、ポンペオ国務長官）の武力行使という政策オプションが、大統領のもとへ提示されたものの、武力行使による人的被害の発生は望まないという大統領の判断で結果的には軍事力行使は回避されたと言われている。ここで示されたのは、トランプ政権内の政策決定プロセスへの懸念もさることながら、無人機撃墜という人的被害を及ぼさない軍事行動に対する評価、認識の違いが、軍事衝突を引き起こす契機となり得るということであり、同様のリスクは、衛星への攻撃やサイバー攻撃においても生じている。

また、2019年9月14日には、サウジアラビアの石油施設が、無人機、巡航ミサイルにより攻撃され、世界全体の消費量のおよそ5%に当たる日量570万バレル分の石油の生産が停止された。同攻撃については、イエメンのフーシ派が犯行声明を出したが、米国等はイランによるものと非難している。無人機等の新たな技術が、非国家主体を含む様々なプレーヤーに拡散し、人的リスクを負うことなく、世界の石油供給に大打撃を与え得ると同時に、行為の実施主体をあいまいにしたまま攻撃実施が可能であることを示した事象であった。

3 我が国へのインプリケーション

「核抑止の再興」と「抑止の揺らぎ」という新たな動きが生じている今日、抑止を防衛政策の基本とするわが国は現状をどう評価し、どのような対応をとるべきであろうか。

第一に、中国の核戦力の増強が、周辺地域のみならず、世界の安全保障にとっての懸念であることを米国と連携して訴えていく必要がある。米国は、これまで核抑止、軍備管理等の問題では、ソ連/ロシアの核戦力を議論の対象としてきた。その間、中国の核戦力は、量的には米ソのレベルには達していなかったものの、一貫した増強・近代化により、射程の延伸、命中精度の向上、残存性・即応性の向上等の面で急速な進歩を遂げ、また、中国が INF 条約の枠組みの外に置かれていたことから、わが国を含むアジア太平洋を射程に収める中距離核戦力を量的質的に強化し、地域の大きな懸念となっていた。米国が、2017 年の国家安全保障戦略や NPR 2018、さらには INF 条約の問題で、中国の核戦力を正面から議論するに至ったことは、同戦力を世界の安全保障の課題として明確に位置付ける契機となったという意味で評価すべきであり、日米で問題意識を共有しつつ対応を議論する必要がある。

第二に、核抑止を米国の拡大抑止に依存しているわが国の立場からは、拡大抑止の信頼性をいかに高めるかが改めて課題となる。アメリカファーストを掲げるトランプ政権の下で、日米関係は比較的安定しているが、米国と NATO 諸国等との同盟関係はギクシャクしており、トランプ大統領は同盟を軽視しているとも言われている。その原因是、トランプ大統領個人が海外への軍事的関与を極力縮小したいとの思いを強く持っていることがあるが、中東での「戦争疲れ」や経済格差等に起因する米国内の分断が深刻化する中、米国民の内向き傾向は、トランプ政権に限られる一過性のものではなく、今後とも継続すると思われる。

わが国としては、米国の同盟政策に懸念が生じている今日、日米同盟が、日本にとってのみならず、米国にとっても不可欠な公共財であるとの認識を米国内に根付かせる努力を継続する必要がある。米国に、アジア太平洋地域に関与する意思がある限り、自由と民主主義、法の支配という価値を共有するとともに、日米安保条約に基づき在日米軍基地を提供するわが国との同盟関係が不可欠であることを、米国の国防関係者のみならず、広く政策決定者、さらには米国民に周知していく努力が必要である。

また、日米安保条約の「非対称性」に米国内に批判的な見方が残る中、「ただ乗り論」を封じるためにも、わが国にとって死活的に重要である東シナ海、南西諸島における防衛について、自衛隊が主体的かつ中心的な役割を果たす「覚悟」と「能力」を示すことが必要である。

拡大抑止については、2013 年のわが国の国家安全保障戦略においては、「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・

強化のために米国と緊密に連携していく」とされ、30防衛大綱においても、同趣旨のことが謳われている。日米同盟は、わが国防衛のみならず、地域の安定の要であり、核抑止の分野でも、国家安全保障戦略等の趣旨を踏まえ、日米間で拡大抑止についての協議等を続けるべきであり、特にINF条約失効後の東アジアにおける核抑止の態勢について議論を深める必要がある。

第三に、核抑止論の再興が、軍拡競争を引き起こさないよう、わが国としても、米国、ロシア、中国を中心とする国際社会への働きかけを続ける必要がある。そのためにも、2021年に失効する新戦略兵器削減条約（新START）後の軍備管理の在り方についての米ロ間の協議が進められることが期待される。また、今後は、米ロ間だけでなく、中国を核の軍備管理に向けての議論にいかに巻き込むかが課題となる。中国外交の特徴は、大国としての主張と途上国としての例外措置とを使い分ける「発展途上大国」論である。経済面ではWTOに加入し、自由貿易のメリットを最大限享受しながら、同時に途上国としての例外を求めている。軍事面でも、一貫して軍事力の増強・近代化を進め、核戦力についても周辺国のみならず米国にも懸念を抱かせる能力を保持しつつ、あくまでも防衛的で最小限の能力と称し、国際的な協議の場への参加を拒否している。核軍縮・軍備管理についても、従来のように米ロ間でのみ協議しても、局外にいる中国が漁夫の利を得るのみであり、軍事バランスの安定化にはつながらない。中国には、自らの軍事力が国際社会に与える影響を自覚し、大国として責任ある行動をとることを求めていくと同時に、何らかの相互規制があった方が自国にとっても利益になることを認識せしめることが必要である。

第四に、ミサイル防衛の在り方を再整理・再検証する必要がある。まずは、ミサイル防衛に関する関係国の認識を深めるべきである。弾道ミサイル防衛については、ロシア、中国が、終始反対の立場にある。その根底には、相互確証破壊（MAD）の考え方、すなわちミサイル防衛能力を備えた側は、相手の第二撃に対処できることから、自らは防護しつつ相手への先制攻撃が可能となり、抑止の安定を乱すとの固定観念があると考えられる。しかし、現在はかつてのような、体制の存続を賭けた米ソの2極対峙構造とは異なり、北朝鮮などへの核兵器・弾道ミサイルの拡散が続き、従来の核相互抑止の範疇ではカバーできないリスクの増大への対処が必要となっているとの認識を国際的にも広げていく必要がある。

また、わが国のミサイル防衛能力の検証と能力向上に取り組む必要がある。ミサイル防衛については、極超音速滑空兵器のような新装備の開発、巡航ミサイルの射程の延伸、ドローン技術の進歩・拡散など、現行のシステムでは対応困難と思われる新技術の急速な進展が顕著である。30防衛大綱においては、「総合ミサイル防空能力」の向上が謳われているが、軍事技術の進歩に対応した適切な防空体制の構築に向けて、ミサイル防衛の在り方について不断の検証・検討を行う必要がある。

第五に、「匿名性」への対策である。サイバー、宇宙という新たな領域への取組みが30防衛大綱の目玉となっているが、その際、サイバー攻撃等におけるアトリビューション(attribution：行為責任の帰属)能力の向上についても政府全体として注力すべきである。アトリビューションに技術的困難があるのは確かだが、米国はこれまでにも、2014年のソニーピクチャーズへのサイバー攻撃等のケースで攻撃者を特定し公表してきている。抑止の揺らぎを生み出している大きな原因の一つは、攻撃側が相手に実行者の特定が直ちはなされないという期待を抱き、相手の対抗措置を回避しつつ目的達成が可能と考えていることにある。それを防ぐためにも、サイバー攻撃等の実行者を速やかに特定するアトリビューション能力の向上に、わが国としても真剣に取り組む必要がある。

また、ハイブリッド戦やグレーゾーン事態においても、行為者の属性を速やかに特定し、迅速かつ的確に事態認定を行い、警察機関と自衛隊のシームレスな連携体制を築くことが、抑止力の強化に繋がるものであり、体制の強化に向けて努力を継続する必要がある。

わが国の防衛政策の基本は、力の空白を作らない適切な防衛能力を維持するとともに、核の脅威には米国の拡大抑止へ依存することにより、あらゆるスペクトラムの軍事的な侵略を「抑止」することにある。この基本的な考え方の下、関係国の軍事能力や安全保障戦略の変化、軍事・非軍事技術の飛躍的進歩等を踏まえ、豊かな問題意識を持って、「抑止力」を高めるための政策面での手当てを不斷に行うことが求められていると言えよう。